

監査委員告示第1号

平成30年秋田県告示第244号で告示された外部監査契約に関し、外部監査人の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月6日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 川村和夫

1 外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

田中 慎 二 東京都北区滝野川七丁目46-2 パークアクシス西巣鴨304
越田 圭 東京都千代田区外神田六丁目3-7
久保田 和 夏 埼玉県さいたま市浦和区常盤8-10-7-904
古山 裕 基 東京都墨田区亀沢一丁目27-6 ライジングプレイス両国三番館209
松嶋 惇 司 埼玉県越谷市南荻島81-1 越谷ダイヤモンドマンション105号

2 外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年7月17日から平成31年3月31日まで